

退職手当共済制度(保育所等)の公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の在り方について

社会保障審議会福祉部会報告書 ~社会福祉法人制度改革について~(平成27年2月12日) 抜粋

障害者総合支援法等に関する施設・事業及び**保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されているこ**

- と、他の経営主体とのイコールフッティングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直すべきである。
 - ①障害者総合支援法等に関する施設・事業については、(中略)前回改正時の介護関連施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。
 - ②保育所については、
 - ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
 - ・平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと
 - などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。
 - ③措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号) 附則

第三十五条 (略)

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

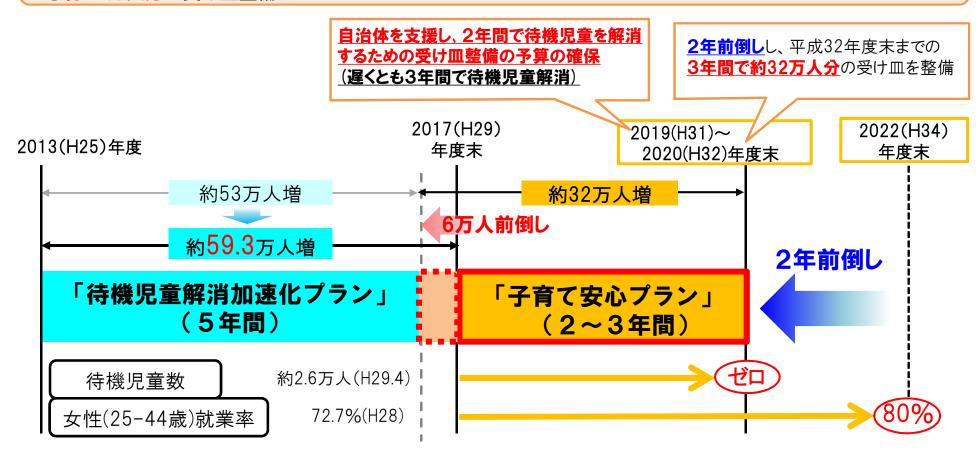


- ▶ 平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。
- ▶ こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消) 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる約32万人分の受け皿整備。 (参考) スウェーデンの女性就業率: 82.5%(2013)



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

6つの支援パッケージ

保育の受け皿の拡大

- 新○都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- (新)○大規模マンションでの保育園の設置促進
- (新)○固定資産税減免の普及
- (新)○幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ★○企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ∭○国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の 活用
- ※○家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保 育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- (新)○市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- (新)○保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- (່盐)○広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進
- ♨○「地域連携コーディネーター」の活用促進 など

保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

- (新) 処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- (拡) 保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
 - ○保育士の子どもの預かり支援の推進
- (新)○保育士の業務負担軽減のための支援
- (新)○市区町村における保育人材確保対策への支援
- ★○保育士の就職に向けた働きかけ
- (新)(保育人材確保の取組の「見える化」
- (新) 福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験 科目の一部免除
- (新) 保育士の退職手当共済制度の継続の検討

など

新たに取り組む事項(一部新規事業も含む)(拡)取組内容を拡充した事項

保護者への「寄り添う支援」の普及促進

- 「保育コンシェルジュ」による保護者のための 出張相談などの支援拡大
- (新)○妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

- ★○認可外保育施設の認可保育園等への移行促進
 - ○保育士配置基準の維持及び向上
- (新)○新たな保育所保育指針の施行
- (新)○認可外保育施設における事故報告の義務化
- (新)○認可外保育施設についての情報の公表
- (新)○保育園等の事故防止の取組強化
- 新○認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進
- (新)○災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育 施設への対象拡大

持続可能な保育制度の確立

○保育実施に必要な安定財源の確保

保育と連携した「働き方改革」

- (★)○保育園に入れない場合の育児休業期間の延長
 - ○男性による育児の促進
- ★○二一ズを踏まえた両立支援制度の確立

社会福祉施設職員等退職手当共済制度

目 的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施 設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に 寄与することを目的としている。

概要

【実施主体】(独)福祉医療機構

【加入対象となる施設・事業】

社会福祉法人が経営する

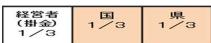
- ①社会福祉施設等(保育所等)
- ②特定介護保険施設等(特養、障害者 支援施設等)
- ③申出施設等(介護老人保健施設等)

【財政方式】 賦課方式

【支給財源】

①社会福祉施設等

(1人当たり掛金 年額44.500円)



②特定介護保険施設等、③申出施設等 (1人当たり掛金 年額133.500円)

> 経営者 (掛金が3倍) 3/3

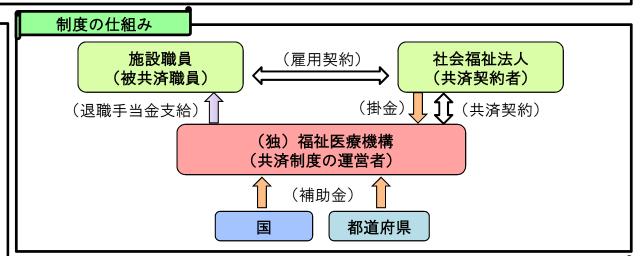
【被共済職員数】 843,027人 (H29.4.1現在)

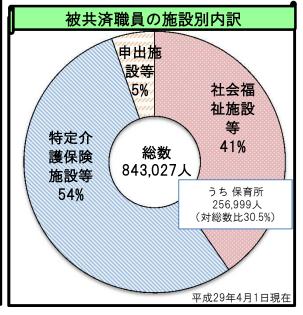
【支給者数】75,891人 (H28年度実績)

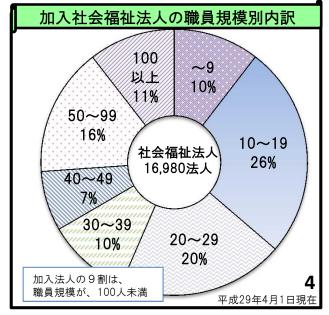
【支給総額】1,040.0億円(H28年度実績)

【支給平均】1.370.345円(H28年度実績)

【国庫補助額】260.7億円 (H29年度予算)







参照条文

〇社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)

(定義)

- 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十一条第二項の規定による認可を受けた救 護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設
 - 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳 児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
 - 三 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第</u> 七十七号)第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園
 - 四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十五条第四項の規定による認可を受けた養護 老人ホーム
 - 五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2~13 (略)

(国の補助)

- 第十八条 <u>国は、毎年度、予算の範囲内において、機構(※)に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの</u>及び特定介護保険施設等職員であるもの(次に掲げる者に限る。)<u>に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)の三分の一以内を補助することができる。</u>
 - 一•二 (略)
 - (※) 独立行政法人福祉医療機構